

平成 27 年 6 月盛岡市議会定例会
提出発議案

平成 27 年 6 月 30 日提出

発議案第 2 号 盛岡市議会会議規則の一部を改正する規則について

発議案第 3 号 「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法」の廃案を求める意見書
について

(内閣総理大臣, 内閣官房長官, 防衛大臣, 衆議院議長, 参議院議長)

※ () 内は可決された場合の送付行政庁等

発議案第2号

盛岡市議会会議規則の一部を改正する規則について

標記について、会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成27年6月30日

提出者	盛岡市議会議員	天	沼	久	純
賛成者	盛岡市議会議員	兼	平	孝	信
〃	〃	櫻		裕	子
〃	〃	藤	澤	由	蔵
〃	〃	菊	田		隆
〃	〃	遠	藤	政	幸
〃	〃	佐	藤	栄	一
〃	〃	高	橋	重	幸
〃	〃	神	部	伸	也
〃	〃	庄	子	春	治
〃	〃	藤	村	秀	利
〃	〃	佐	木	信	一
〃	〃	伊	達	康	子
〃	〃	守	谷	祐	志

盛岡市議会議長 金 沢 陽 介 様

盛岡市議会会議規則の一部を改正する規則

盛岡市議会会議規則（昭和40年議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次中	「第7章 委員会（第59条～第70条）	を	「第7章 委員会（第59条～第
	第8章 表決（第71条～第81条）		第8章 表決（第72条～第82
	第9章 請願（第82条～第88条）		第9章 請願（第83条～第89
	第10章 秘密会（第89条・第90条）		第10章 秘密会（第90条・第
	第11章 辞職及び資格の決定（第91条～第95条）		第11章 辞職及び資格の決定
	第12章 規律（第96条～第104条）		第12章 規律（第97条～第1
	第13章 懲罰（第105条～第111条）		第13章 懲罰（第106条～第
	第14章 公聴会、参考人（第112条～第118条）		第14章 公聴会、参考人（第
	第15章 会議録（第119条～第122条）		第15章 会議録（第120条～
	第16章 協議又は調整を行うための場（第123条）		第16章 協議又は調整を行う
	第17章 議員の派遣（第124条）		第17章 議員の派遣（第125
	第18章 補則（第125条）		第18章 補則（第126条）

71条)

条)

条)

91条)

(第92条～第96条)

05条)

に改める。

112条)

113条～第119条)

第123条)

ための場（第124条)

条)

第2条に次の1項を加える。

2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に届け出ることができ

る。

第18章中第125条を第126条とする。

第17章中第124条を第125条とする。

第16章中第123条を第124条とする。

第15章中第122条を第123条とし、第119条から第121条までを1条ずつ繰り下げる。

第14章中第 118条を第 119条とし、第 112条から第 117条までを1条ずつ繰り下げる。
第13章中第 111条を第 112条とし、第 105条から第 110条までを1条ずつ繰り下げる。
第12章中第 104条を第 105条とし、第96条から第 103条までを1条ずつ繰り下げる。
第11章中第95条を第96条とし、第91条から第94条までを1条ずつ繰り下げる。
第10章中第90条を第91条とし、第89条を第90条とする。
第 9 章中第88条を第89条とし、第82条から第87条までを1条ずつ繰り下げる。
第 8 章中第81条を第82条とし、第71条から第80条までを1条ずつ繰り下げる。
第 7 章中第70条を第71条とし、第60条から第69条までを1条ずつ繰り下げ、第59条の次に次の1条を加える。

(欠席の届出)

第60条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に届け出ることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、出産に伴う会議及び委員会の欠席に関する規定の整備をしようとするものである。

発議案第3号

「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法」の廃案を求める意見書

標記について、会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成27年6月30日

提出者	盛岡市議会議員	庄子春治
賛成者	盛岡市議会議員	鈴木努亨
〃	〃	中村

盛岡市議会議長 金沢陽介様

「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法」の廃案を求める意見書

安倍政権は、集団的自衛権行使容認を柱とした「閣議決定」（2014年7月1日）を具体化するための自衛隊法など既存10法を一括して改正する「平和安全法制整備法案」と新設の「国際平和支援法案」を国会に提出しました。

この二つの法案は、これまで政府が憲法9条の下では、「認められない」とされてきた集団的自衛権の行使を可能とし、米軍など他国の戦闘行為に対する補給・輸送といった支援活動を「武力行使と一体化」しない範囲で認めるという日本独自の理論について、従来は自衛隊の活動を「非戦闘地域」に限ることで「一体化」を回避してきましたが、その制約についても撤廃するものです。さらにPKO活動に治安維持任務（安全確保支援活動）を追加し、武器使用権限も拡大しています。

この法案が通れば、自衛隊が海外で戦闘行動に参加する可能性が格段に高まります。それは、海外での武力行使であり、憲法9条が定めた戦争放棄・戦力不保持・交戦権否認の体制を根底からくつがえすものです。

この法案について、6月4日に開かれた衆議院の憲法審査会で与党推薦を含む3人の憲法学者も「違憲」と断じたほか、圧倒的多数の憲法学者、歴代の内閣法制局長官もそろって「違憲」だと指摘しています。そして、各世論調査でも国民の多数がこの法案に反対しています。

日本国憲法は、政府の行為によって日本が再び「戦争をする国」にならないことを決意し、制定されました。戦後日本の原点となった平和憲法の解釈を、ときの内閣によって変更し、それに基づく法律を制定することは、立憲主義に反するものです。

以上のことから下記の通り要望します。

記

1. 「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法」を撤回または廃案とすること

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成27年6月30日

盛岡市議会

平成 27 年 6 月盛岡市議会定例会
提出発議案

平成 27 年 6 月 30 日提出

発議案第 4 号 ヘイトスピーチを禁止する法の整備を求める意見書について

(内閣総理大臣, 内閣官房長官, 総務大臣, 法務大臣, 衆議院議長, 参議院議長)

※ () 内は可決された場合の送付行政庁等

発議案第4号

ヘイトスピーチを禁止する法の整備を求める意見書について

標記について、会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成27年6月30日

提出者	盛岡市議会議員	竹	田	浩	久
賛成者	盛岡市議会議員	藤	村	秀	利
〃	〃	宮	川		寿
〃	〃	中	村		亨
〃	〃	豊	村	徹	也
〃	〃	中	村		一
〃	〃	神	部	伸	也
〃	〃	庄	子	春	治
〃	〃	鈴	木	俊	祐
〃	〃	伊	達	康	子
〃	〃	守	谷	祐	志

盛岡市議会議長 金 沢 陽 介 様

ヘイトスピーチを禁止する法の整備を求める意見書

昨今、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動、いわゆるヘイトスピーチが大きな社会問題となっています。

平成26年7月に、国際連合の自由権規約委員会は、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」上の人種差別に該当する差別的言動の広がり懸念を示し、日本政府に対し、このような差別的言動に対処する措置を採るべきとの勧告を出しました。さらに、同年8月には、国際連合の人種差別撤廃委員会も、日本政府に対し、法で規制を行うなどヘイトスピーチへの適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行いました。

人種や民族、国籍等の違いから生じる差別は決して許されるものではなく、国際社会における我が国への信頼を失うことにもなりかねないことから、早急に対応することが必要です。

よって、国においては、差別のない社会の実現へ向け、次の事項を実現するように求めます。

記

- 1 ヘイトスピーチを禁止する法の整備を行うこと。
- 2 人種差別撤廃条約4条(a)及び(b)に関し、その留保を撤回すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成27年6月30日

盛岡市議会